

住宅用地球温暖化対策設備設置補助金「交付申請時」書類チェックリスト

電気自動車を申請する方

交付申請書の提出は初度登録（軽自動車にあっては、新規検査。以下同じ。）の2週間前までに行い、交付決定以降に初度登録をしてください。

提出書類	注意事項等
□交付申請書 (様式第1号)	□申請者は、電気自動車を購入する方(初度登録を受ける方)の情報を記入。
	□住所は、申請時点の住所を記入。
□電気自動車の購入に要する費用の内訳が記載された見積書	□宛名が申請者と同一であること。
	□電気自動車の仕様（メーカー、型番等）が記載されていること。
□対象住宅の位置図	□電気自動車を駐車する住宅の場所が分かるもの。 (住宅地図、Google MAP 等) ※自動車検査証記録事項に記載される、所有者及び使用者（所有権が留保された購入においては、使用者）の住所並びに使用の本拠の位置が、対象住宅の所在地と一致する必要があります。
□電気自動車の駐車を予定している場所が対象住宅の敷地内であることを確認できる写真	□住宅の敷地内における駐車スペースが分かるもの。
□太陽光発電設備が設置済みの対象住宅にあっては当該太陽光発電設備の設置状況を確認できる写真	□同時に太陽光発電システムを導入しない場合は、既に太陽光発電設備が設置されていることを確認できる写真を添付。 ※太陽光発電設備を設置していない場合は同時に導入する必要があります。
□仕様書、カタログの写し	□電気自動車の形状及び性能が分かるもの。
□個人情報の確認に関する同意書（様式第2号）	□住所は、申請時点の住所を記入。

中古車やリース車は補助対象外です。

また、購入が営利目的（営業車両など）の場合も補助対象外です。

(チェックリストの提出は不要です)